

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年7月7日（金）午後3時00分～午後3時40分  
2. 開催場所 大和高田市役所 4階会議室  
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用配分計画について

議第5号 その他

1) 農地法施行規則該当転用届について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から7月の定例委員会を開催致します。本日は、委員17名全員出席されていることを報告致します。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(議長一任の声有り)

議長 議長一任の声がありましたので、本日の議事録署名委員に6番、弓場委員さんと、7番、梅田委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願ひ致します。続いて議事日程、第2、会議

書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転による移動でございます。番号1番、申請地、大字松塚□□□番1（田）775㎡、譲受人、大字松塚、□□□□、譲渡人、大和郡山市、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表□番、中和幹線松塚交差点より□□に約300mのところ。番号2番、申請地、大字田井□□□番1（田）1,612㎡、譲受人、大字田井、□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、売買による所有権移転で申請理由は、規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表□番、クリーンセンターより□に約600mのところ。以上、第1号議案につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させて頂きます。まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業に従事する者の人数などからみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含めて、引き続き効率的に利用することが見込まれますので、要件を満たすものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご意見ご質問がないようですので、採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転及び使用貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字田井□□□番1（田）1,115㎡、譲受人、西町、□□□□□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、申請地、大字田井□□番1（田）1,060㎡、譲受人、西町、□□□□□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅及び資材置き場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第□番目、近鉄浮孔駅より□□へ約100mのところであります。なお、開発事前協議書等、申請に伴う書類等は具備致しております。番号2番、申請地、大字大谷□□□番1（田）205㎡、

借受人、香芝市、□□□□、□□ □、貸出人、大字大谷、□□□□、使用貸借権の設定による一戸建専用住宅への転用申請でございます。番号3番、申請地、大字大谷□□□番3、□□□番4、□□□番5（田）合計で1,505.01㎡、譲受人、大阪市、□□□□□□株式会社、譲渡人、大字大谷、□□□□、売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅への転用申請でございます。2番3番につきましては、同一の開発によるもので、場所は、香芝自動車学校より□へ約100mのところですか。どちらの申請につきましても、開発事前協議書等、申請に伴う書類は具備致しております。以上、議第2号につきましては3件の申請でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。5条番号1の大字田井の転用であります。申請の現況は、昨年まで作られていたであろうという感じで現在は休耕されております。北側は道路、南側は水路、西側は農地、東側は1月に申請のあがったところで、建売が1軒建てておりました。西側の隣地の方や、田井水利組合からの同意も得られております。汚水は浄化槽を各戸に設け、雨水と共に北側既設水路に排水される予定でございます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。次に番号2と3につきましては、同一の所ですので同時に説明させていただきます。農地の現況は水稻の苗が植わっており、刈り取り後秋以降に開発されるということです。北側は工場、南側は水路を挟み道路、西側は農地、東側は宅地です。西側の農地の所有者の方や大谷水利組合からも同意を得られておられます。汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水と共に南側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会では、妥当な申請であろうとの審議結果でした。以上報告終わります。

議 長 　ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　それでは説明させていただきます。大字田井の申請地の農地区分につきましては、申請地から半径300m以内に近鉄浮孔駅があり、第3種農地の要件を満たしております。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、自己資金と金融機関からの借入資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書と融資審査結果の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。次に番号2番3番の大字大谷の申請地の農地区分につきましては、前面道路内に水管、ガス管が埋設されており、申請地より500m以内に医療施設があり、第3種農地の要件を満たしております。まず、資力及び信用につきましては、□□□□□につきましても自己資金、□□様につきましても金融機関からの借入をもってまかなう計画で、金融機関の残高証明書と融資審査結果の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手するとのことでありますので、確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、計画内容からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

14番 　同一開発区域内とのことですが、□□さんの申請される場所はどこになりますか。  
事務局 　現地調査順序表の位置図の中に明記しておりますので、それでご確認頂ければと思います。

- 14番  
議長 わかりました。  
他にご意見、ご質問などございませんか。ご質問等ないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。続いて議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。
- 事務局 続きまして、議案書2ページ、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、檀原市畝傍町、公益財団法人、担い手・農地サポートセンター、利用権を設定する者、大和郡山市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)639㎡、大字松塚□□□番1(田)2,265㎡、大字松塚□□□番地(田)1,141㎡、中間管理権の設定により、利用期間は、平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、中間管理機構が、農地を担い手に貸し付けることを目的として権利を取得するためのものであり、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされるということから、各要件を満すものと考えます。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。
- 議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。  
(なしとの声あり)
- 議長 なしとの声がございましたので、採決致します。それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、第3号議案につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第4号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 議第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農地利用配分計画について説明致します。本件は、農地の所有者から農地を借り受けた農地中間管理機構が、その借り受けた農地を次の耕作者に貸すための手続きとして農地利用配分計画を定める必要があります。一方で、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によりまして、市町村に対し、その計画案を提出するよう求めることが出来るとされていることから、市町村がその計画案を作成するにあたり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聴くものされています。今回、市の産業振興課で農地利用配分計画案が作成されましたので、議第4号のとおり農業委員会に対し意見を求められましたので、本日もご審議頂くものでございます。この案件は、議第3号で中間管理権を設定した農地となります。番号1番、利用権の設定を受ける者、宇陀市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□

□□番 1 (田) 面積 6 3 9 m<sup>2</sup>、大字松塚□□□番 1 (田) 面積 2, 2 6 5 m<sup>2</sup>、大字松塚□□□番地 (田) 1, 1 4 1 m<sup>2</sup>、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で期間は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 4 年 1 1 月 3 0 日までの 5 年間でございます。現に権利の設定を受けている者、公益財団法人、なら担い手・農地サポートセンターでございます。以上、農地利用配分計画については 1 件でございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

議 長 　質問がないようですので採決致します。それでは、議第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条による農地利用配分計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第 4 号につきましては、許可相当の意見を付し、市の産業振興課へ回答することに決定致します。次に入ります。議第 5 号、その他の 1 番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案書 3 頁になります。議第 5 号、その他の 1 番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に定められた転用届出でございます。番号 1 番、届出地、大字根成柿□□□番 1 の一部 (田) 5 5 9 m<sup>2</sup>のうち 1 0 0. 3 8 m<sup>2</sup>、申請人、大字根成柿、□□□□、届出による農地の利用状況は、農業用施設としての利用でございます。場所は、調査順序表第□番目、菅原小学校より□へ約 1 5 0 mのところ。以上、その他の 1 番、農地法施行規則該当転用届については、1 件の届出で、書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　事務局より説明が終わりましたが、農地部会で現地調査を願っておりますので調査結果の説明を願います。

部会長 　それでは報告させていただきます。根成柿の□□さんの届出でございますが、先月、畑作転換申請をされた際、農地の一部に農業施設を作っておられましたので、事務局の指導によりその是正のため、届出されたということでございます。周囲に被害はないものと思われ。農地部会ではやむを得ないものと判断致しました。以上報告致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 　ご意見ご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第 5 号、その他 1 番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、議第 5 号、その他 1 番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第 5 号、その他の 2 番を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第 5 号、その他の 2 番、生産緑地に係る主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされており、市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。番号 1 番、買取り申出の農地、大字有井□□番 3 (田) 7 5 9 m<sup>2</sup>、買取り申出者、大字有井、□□□□、買取り申出事由の生じた者も同様でございます。買取り申出事由は、身体の故障ためでございます。なお、その他添付書類等は具備致しております。本件の農業の主たる従事者の確認をするにつきましては、あら

かじめ事務局で証明に伴う調査書により、平成29年6月26日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認事項と致しまして本人が農地基本台帳に登載されている事、また買取り申出農地を、現地調査により農地として使用されていたかを確認、さらに地元支部長さんへの照会し、以前は本人が農業に従事されていたという事の確認を致しております。以上の調査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　ご意見、ご質問ないようですので採決致します。それでは、議第5号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の2番につきましては、事務局処理に決定致します。次に、議第5号、その他の3番、専決処分の報告について議題と致します。報告第1号について事務局より説明願います。

事務局 　議案書4ページ、議第5号、その他3番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出についての報告でございます。番号1番、届出地、東三倉堂町□□□番3（田）1,257㎡、相続人、大字松塚、□□□□、届出事由は、平成29年3月2日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。番号2番、届出地、大字根成柿□□□番1（田）面積1,073㎡、相続人、生駒市、□□□□、届出事由は、平成29年3月6日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については2件の届出でございます。

議 長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号について事務局より説明願います。

事務局 　報告第2号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、平成29年6月1日から6月26日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、土庫二丁目□□□番地（田）674㎡、土庫二丁目□□□番1（田）1,305㎡、届出人、土庫二丁目、□□□□、貸住宅への転用届出であります。平成29年6月2日に水井委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条届出1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第2号の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　ご意見ご質問がないようですので、異議がないということで報告第2号を終わります。確認委員の水井委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。ないようでしたら、任期最後の委員会になりましたが、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで7月の総会を終

了させていただきます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	弓場 一郎
署名委員	梅田 昌宏